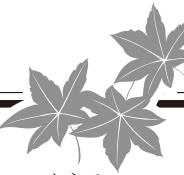


『都産健協』会報 第30号

2015年10月1日

発行人 柳澤 信夫



第12次防計画 3rd Stageにおける 労働衛生対策の推進について



日頃より、東京都産業保健健康診断機関連絡協議会の会員の皆様には、労働衛生行政とりわけ、労働者の健康確保に、ご協力をいただきお礼申し上げます。

東京労働局では、平成25年度より第12次東京労働局労働災害防止計画をスタートさせ、「Safe

Work TOKYO」をキャッチフレーズに、官民一体で災害防止に取組んでおります。労働衛生対策については、健康確保・職業性疾病対策に取組むこととし、平成27年度は、3年度目(3rd Stage)となり、一層のご協力をいただきますようお願いします。

さて、働く人たちの健康をめぐる状況は、東京労働局管内の定期健康診断の結果報告では、「何らかの所見を有する」労働者は、平成26年では52.1%に上っており、毎年少しではありますが、増加している状況にあります。

また、特殊健康診断の有所見率は平成26年で指導勧奨を含め約7%となっております。

このような状況において、東京労働局といたしましては、第12次東京労働局労働災害防止計画の推進はもとより、今年度は特に、過重労働対策を労働基準行政の最重点と位置付け取組むこととし、長時間労働の労働者に対する医師の面接指導の実施の徹底とその事後措置の徹底を指導しております。

また、化学物質による健康障害防止対策は、今年度の労働衛生分野での最重点とし、化学物質取扱い事業場に対し、計画的に、監督指導等を実



東京労働局労働基準部
健康課長 神山 周二

施し、化学物質取扱い事業場における労働者の健康障害防止を進めています。

さらに、今年度の労働衛生分野での最重点として、メンタルヘルス対策があります。

労働者の心の健康を巡る問題を見ますと、平成26年の精神障害の労災支給決定件数が、全国で497人うち自殺者が99人、東京局では精神障害の労災支給決定件数91人(全国の18%強)、うち自殺者が18人(全国の18%強)となっております。

これまで、メンタルヘルス対策については、平成18年に示された「労働者の心の健康の保持増進のための指針」等により、各事業場が実態に即した形で、積極的に取り組まれているところでありますが、平成26年6月に公布された改正安全衛生法によりメンタルヘルス対策として新たにストレスチェック制度が創設され、平成27年12月1日から施行されます。

すでにご存じとは思いますが、

- ①一次予防を主な目的とすること
- ②労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ③ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

を目的として施行され、行政といたしましては、本制度の正しい理解とスムーズな制度導入について周知・指導等を行ってまいります。

これらの重要課題の取組みは、貴会員の皆様のご協力をいただき進めてまいりたいと考えています。

また、本年6月1日より安全衛生優良企業公表制度の運用が開始されました。

高い安全衛生水準を維持・改善している企業を、国が安全衛生優良企業と認定し、公表するもので、安全や健康を守る企業の証です。

本制度の認定の単位は企業単位で、申請するに当たっては申請前に認定基準を満たすか否かについての自己診断を行い、本社を管轄する労働局に申請することとなります。

ぜひ、会員各位におかれましても申請いただければとご期待いたしますと同時に、関係会社にも、情報提供頂ければ幸いです。

今年度の産業保健フォーラムは11月25日に実施いたしますので、今年度も多大なるご協力を、よろしく、お願いいたします。

ストレスチェック制度の スタートにあたって

北里大学名誉教授 相澤 好治

1. 背景

近年、労働者が受けるストレスは依然として深刻な状況にあり、平成25年の調査では、「現在の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある」とした労働者は、5割を上回っている。「メンタルヘルス不調により連続1か月以上休業又は退職した労働者がいる事業場の割合は10.0%と平成24年調査より上昇している。また平成26年度の精神障害による労災支給決定件数(認定件数)は497件(前年度比 61件の増)と過去最多であった。

2. ストレスチェック制度の目的

こうした背景を踏まえ、平成26年6月、労働安全衛生法の一部改正が国会で成立し、労働者の心理的な負担の程度を把握するための検査(ストレスチェック)とその結果に基づく面接指導の実施を事業者に義務付けること等を内容としたストレスチェック制度が新たに創設され、平成27年12月から施行される。

この制度は、定期的にストレスチェックを行

い、本人にその結果を通知して自らのストレスの状況について気づきと対処を促すとともに、ストレスチェックの結果を集団ごとに集計・分析し、その結果を踏まえて職場環境の改善につなげることにより、労働者がメンタルヘルス不調となることを未然に防止する「一次予防」の取組を強化することを目的としている。

3. 衛生委員会等における調査審議

ストレスチェック制度を円滑に実施するためには、衛生委員会等の場を活用し、事業場におけるストレスチェックの実施体制、実施方法、情報取扱等について、あらかじめ調査審議・確認し、取扱いを内部規定を策定し、労働者へ周知することが必要である。

4. ストレスチェックの実施方法

ストレスチェックは1年以内ごとに1回以上、調査票(紙・電子媒体)により実施する。一般定期健康診断と同時に実施することも可能だが、ストレスチェックには労働者に検査を受ける義務がないこと、検査結果は本人に通知され、本人の同意なく事業者に通知できないことに留意する。ストレスチェックの対象とする労働者の範囲は、現行の一般定期健康診断の対象者の取扱いと同様である。

ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士とする。事業場の状況を日頃から把握している者(産業医等)がストレスチェックの実施者となることが望ましい。外部機関に業務委託する場合にも、当該事業場の産業医等が共同実施者となり、外部機関と事業場の連携を密にすることが望ましい。調査票の配布又は回収等の実施の事務は、実施事務従事者に行わせることができる。

受検者の解雇、昇進又は異動等に関して直接の権限を持つ監督的地位にある者は実施者又は実施事務従事者とはなれない。

5. ストレスチェックの項目とその評価基準等

ストレスチェックは、「仕事のストレス要因」、「心身のストレス反応」及び「周囲のサポート」の3領域に関する項目を全て含まれていなければならない。マニュアルには、「職業性ストレス簡

易調査票」(57項目の調査票)と23項目の簡略版が記載されているが、衛生委員会での審議の上、各々の判断で項目を選定することができる。

高ストレス者の選定方法としては、「心身のストレス反応」に関する項目の評価点の合計が高い者に加え、「心身のストレス反応」に関する項目の評価点の合計が一定以上であり、かつ「仕事のストレス要因」及び「周囲のサポート」に関する項目の評価点の合計が著しく高い者とする。

6. 結果の通知

本人に対しては、① 個人のストレスチェック結果(個人のストレスプロフィール及び評価結果)、② セルフケアのためのアドバイス、③ 高ストレス者には面接指導の対象者であること、④ 事業者への面接指導の申出方法、⑤ 相談可能な窓口、に関する情報提供を行う。

高ストレスと評価された労働者に対しては、医師等の実施者が申出の勧奨を行う。また保健師、看護師等による相談窓口を設け、相談しやすい環境を作り、面接指導の申出を勧めることが望ましい。

個人の結果を実施者から事業者に通知する際の労働者の同意取得方法については、実施前・実施時の同意取得は不適当なので、面接指導の申出をもって、ストレスチェック結果の事業者への提供に同意がなされたものとみなす方法が、現実的な方法と思われる。

7. 結果の保存

事業者は、実施者によるストレスチェックの結果の記録の作成及び保存が適切に行われるよう、記録の保存場所、保存期間の設定及びセキュリティの確保等必要な措置を講じる必要がある。記録は5年間保存する。

8. 集団的な分析と職場環境改善

ストレスチェックの結果を集団的に分析し、その分析結果に基づき職場環境の改善を行うことが事業者の努力義務となる。集団的な分析結果を、事業者に提供する際は、労働者の同意は必要ない。ただし、集団分析の対象者が10人を下回る場合には、個人が特定されるおそれがあるので、分析対象となる労働者全員の同意が必要となる。

9. 面接指導の実施方法等

労働者の勤務の状況、ストレス要因、心理的な負担の状況、周囲のサポートの状況、心身の状況を確認する。事業者は面接指導を実施した医師から、実施後遅滞なく、就業上の措置の必要性と講ずべき措置に係る意見を聴く。

10. 派遣労働者の取扱い

ストレスチェック制度に関する「個人対応」は雇用関係を有する派遣元に実施義務があり、「集団対応」は実際に労働者が働く職場を管理する派遣先に実施の努力義務がある。

11. 不利益取扱いの防止

ストレスチェックを受けない労働者、ストレスチェックの結果の提供に同意しない労働者、面接指導の申出を行わない労働者に対して、それぞれの理由での不利益な取扱いを事業者が行ってはならない。

12. おわりに

職場におけるメンタルヘルス対策は事業場トップ、管理監督者、産業医をはじめとする産業保健スタッフ等、関係者の理解とたゆまぬ努力によって、促進されてきている。ストレスチェック制度の導入を契機に、得られた情報を適切に運用し、職場改善に繋げる手法と体制が益々整備されることが期待される。

職域健康診断の有所見率状況調査結果

一般財団全日本労働福祉協会 産業医
長濱 さつ絵

平成26年度の「有所見率調査結果」を報告いたします。

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会では所属する健診機関を対象に毎年、受診者の性年齢別、企業規模別、業種別に有所見率を調査しています。平成26年度は41機関を対象に、聴力(1000Hz、4000Hz)、胸部レントゲン、血圧、貧血、肝機能、血中脂質、血糖またはヘモグロビンA1c、尿糖、尿たんぱく、心電図、BMIの各検査の有所見

率、総有所見率(11検査のいずれかで所見があった人の割合)、腹囲の有所見率の13項目について調査しました。

性年齢別有所見率調査は18機関が参加し、男性約130万人と女性80万人の合計210万人のデータを集計しました。総有所見率は男性66.3%、女性53.5%と男女ともに半数を超える結果となりました。各検査の有所見率は、55歳未満の貧血と60歳以上の血中脂質以外は、いずれの年代でも男性が女性を上回りました。最も男女差を認めた項目は腹囲で、有所見率は男性約40%に対し女性約10%でした。腹囲の有所見率は肝機能、血中脂質の有所見率と同じ傾向を示し、諸々問題は指摘されているものの、内臓脂肪を反映する重要な項目であると示唆されました。

規模別有所見率は7機関が参加し、男性約43万人(50人未満の企業12万人、50人以上の企業31万人)と女性約20万人(50人未満の企業5万人、50人以上の企業15万人)のデータを集計しました。各

検査の有所見率は男女ともに、貧血、心電図、腹囲のみ50人以上の企業で高く、その他の検査では総有所見率を含めて50人未満の企業で高い傾向にありました。総有所見率は50人未満の企業では60~64歳をピークに有所見率が下がる一方、50人以上の企業では年齢が上がるごとに有所見率が高くなっています。50人以上の企業では一般的な退職年齢を迎えた後にも有所見者が働く環境が整っていることが示唆されました。

さて、平成26年度は上記の解析に追加して健診機関別の有所見率についても集計いたしました。有所見率のばらつきが少なかった検査は腹囲で、ついで血圧となりました。血中脂質や血糖検査の有所見率は機関ごとのばらつきが大きく、統一した基準値の設定が急務であると感じました。

本年度はこれらの結果を各機関ごとに還元できるように準備をしております。本年度もよろしくご参加のほどお願いいたします。



新企画・機関紹介

2015年メンタルヘルスチェック導入に向けて

医療法人社団 こころとからだの元気プラザ

1. 実績

当法人は1986年「こころとからだの相談室」(EAPサービスの提供)開設以降各種メンタルヘルスサービスを契約企業の従業員の皆様に提供しており、2014年度はストレスチェック31,386件、カウンセリング2,576件、セミナー74回さらに小規模ながら復職支援プログラムの提供を行ってきました。

ストレスチェックは職業性ストレス簡易調査票を採用、O C R及びW E B版の2方法を事業所で選択していただき、ほぼ同率でご利用いただきました。

2. 新体制施行の準備

新体制のストレスチェックについては2014年、厚生労働省のガイドラインの初版が出たころからプロジェクトチームを編成し、2015年4月

からは①営業②内部運用③システム④事後フォローのワークキングチームに分割させ活動しています。

すでに運用実績がありますが、厚生労働省のマニュアルはかなり細部まで記載があり、現状運用を見直す必要があります。さらに健診を実施されていて初めてストレスチェックを導入される事業所へは内容の周知、ならびに事業所との各種事項、運用の決定等ご理解いただくことからですので戸惑うこともあります。

そんな中、当法人としては

①健診システム(ドックも同じシステムを使用)をベースにストレスチェックを追加システムとして新規構築する。

②法律、省令は守りつつも初年度についてはできるだけ手がかからず、効率的な運用を提供する。

この2点をコンセプトとし、細部を検討しています。

3. 「元気プラザ」の基本運用ガイドライン

特に今年度12月以降初めて実施される事業所に対してはガイドラインをお配りし、基本運

用ができるだけ統一したいと考えています。概要の一部を紹介しますと

(1)ストレスチェックの実施体制

①実施者:事業所産業医

②制度全体の担当者:事業所人事労務担当者

③委託機関:当法人

(2)ストレスチェックの実施方法

①使用帳票(画面):職業性ストレス簡易調査票
(57項目のみ)

②高ストレス者の選定:厚生労働省指針より選定基準を選択していただく。

・マニュアル4基準、および当法人独自基準、計5基準のシステム作成

③面談者の選定:実施者が選択する補助システム作成

④面談指導の利用勧奨方法:勧奨通知のシステム化

⑤面接指導の申し出:制度担当者(人事労務担当者)

⑥面接指導の実施:実施者(事業所産業医)

以上が骨子であり、これを当法人のスタンダード版として営業、運用を提案しますが、あくまで事業所との協議の上、決めていく予定です。

4. 終わりに

法制化後ストレスチェックの初年度を迎え、事業所における制度構築、高ストレスと判断された方の面談申出率などなかなか解りづらい、予想しがたい点がありますが、制度担当者、産業医と相談しながら「こころの健康診断・健康相談」としてその事業所にあった、導入効果があるストレスチェック及びメンタルヘルスサービスの提供ができればと考えております。



事務局ニュース

都産健協事務局 二階堂 靖彦

《平成27年度役員会、総会、その他について》

今春、開催されました都産健協の平成27年度の役員会と総会につきましてご報告致します。役員会及び総会は、4月23日(木)電設工業健康保険組合会館にて同時開催し、合わせて親睦を深

める懇親会も開催致しました。

役員会は、柳澤会長はじめ理事、監事、部会長、事務局を合わせ13名のご出席を頂き開催致しました。

議案は、平成26年度事業報告案及び収支決算案、平成27年度事業計画案及び収支予算案、役員・部会の人事案件、新規機関(1機関)でした。

平成27年度の総会は、役員会終了後引き続き行われ、49会員機関のうち32機関(ほか委任状提出16機関、欠席2機関)の出席をいただき、来賓に東京労働局労働基準部健康課課長 神山 周二様、並びに東京産業保健総合支援センター業務課長武田 真実様をお招きして開催致しました。

柳澤会長の開会の辞に続き、ご来賓の神山健康課長様より第12次東京労働局労働災害防止計画についてお話し頂き、特に労働対策を重点課題とした化学物質対策、ストレスチェック、安全衛生優良企業の評価をおこなっていくとのお話しを頂きました。

引き続き武田業務課長様より今後、医師面接指導の徹底と事業所への監査など職場の安全確保の活動を行っていきながら、都産健協とも協調ていきたいとのお話しを頂きました。

今回提議された平成26年度の事業報告、収支決算報告書及び平成27年度の事業計画、収支予算、役員・部会人事、会員の入退会などの議案については先の役員会で審議された方向に沿って原案どおり承認されました。

また今年度の主要事業の職域健康診断の有所見率状況調査と産業保健フォーラムへの協賛、会員機関の役職員を対象とした研修会の開催、会報誌「都産健協」の年2回発行を行うことが決定いたしました。なお小規模事業場の健診受診を促進する一環として協賛している東京労働保険事務組合連合会の会員事務所を対象にした健康診断事業についても受診者拡大を図りながら継続していくことを確認しました。

全ての議事終了後、記念講演として落語家三遊亭 若圓歌 師匠による「笑いと健康」をテーマにご講演を頂き、最後に大坪副会長より閉会のあいさつを頂き終了しました。また総会後の懇親会は、24機関49名の方が参加され会話も弾み楽しく情報交換を行い終始和やかな親睦を深める場となりました。

企画部会の活動報告

部会長 山岸 裕

今年度企画部会として全員参加での検討会が開けておりませんが、予てより議論されている「マイナンバー制度」導入に伴い、“健診”においてもマイナンバー利用に関する方向性について議論されつつあります。

企画部会では日本医師会のマイナンバー制度に対する見解を“中間とりまとめ”として聞くことが出来ましたので、その内容を報告いたします。

「平成26年11月19日、日本医師会は、日本歯科医師会、日本薬剤師会との三師会連盟で「医療等IDに係る法制度整備等に関する三師会声明」を発表し、記者会見を行った。また、これを受け、厚生労働省における「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」の中間まとめ(平成26年12月10日)においては、①マイナンバーを医療の中には導入しない、②医療等分野においてにおいての連携、また、医学・医療における研究等にはマイナンバーとは別の番号(符号)を用いることが望ましい、③医療等分野における番号(符号)は必ずしも悉皆性や唯一無二性を担保する必要はないが、その利用する分野においてはその個人と一意性を持つことは必要である、とされた。(中略)

法定の枠組み内である保険給付の支給、保険料の徴収に関する事務等の社会保障、医療分野の現金支給に関してマイナンバーを活用することに関しては、より公平・公正な社会を実現する上でも有用な制度であると考える。

その一方で、医療情報の中には、病歴や服薬の履歴等、人によっては第三者に知られたくない情報も存在するため、マイナンバーを用いると、知られたくない情報まで知られてしまうリスクを伴う。更に医療・介護は社会保障制度であるため、レセプトナショナルデータベースやがん登録情報のような制度に基づいた情報収集が行われることがある。このような場合、一般的には個人情報保護制度の枠外であり、患者の同意を得ないで情報が集められる。その逆に、個人情報保護制度の枠内で患者の同意を得て集められる情報もある。これらは、明らかにその情報の収集目的が異なっている。

このような様々な側面を持つ医療情報であるが、レセプトナショナルデータベースに代表されるように、一部ではこれらの情報の利活用は進められており、日本の社会保障制度を適正に運営していくためには今後も利用されるべきものである。また、条件を満たした上で様々な情報を突合することで有益なデータを導き出すことも可能である。更には現在の複数の施設、他職種が関わる地域医療連携や介護連携の多くは、ICTを用いてそれらを実現しようとしており、この場合個人を識別する番号や符号があれば、より効果的な連携が出来ることの事実である。

しかし、これらを実現するため全ての情報を唯一無二性と悉皆性を持つ可視化されたマイナンバーが振られ、データベースに格納された場合、マイナンバー制度で用意された情報連携基盤を経緯しない形での情報突合リスクが高まる。従ってマイナンバーをそのまま大規模データベースや医療連携に用いるのではなく、マイナンバーとは別の医療分野専用の番号もしくは符号である「医療等ID」を創設して利用すべきである。」(以上日本医師会資料から抜粋)

以上よりまずは企画部会として、今後の方向性について議論・検討していく予定です。

事業部会の活動報告

部会長 小川 純一

平成27年度の第1回事業部会を6月30日(火)に東京産業保健総合支援センター研修室で開催した。

東京労働局より神山健康課長、中村副主任労働衛生専門官、東京産業保健総合支援センターの地場副所長に出席いただき以下の議題について協議した。

(1)「職域健康診断有所見者状況調査」の実施計画等について

調査内容は昨年同様基礎調査となる「性、年齢別集計分析」(調査票1)と特別調査の「企業規模別 性、年齢別集計分析」(調査票2)及び「企業業種別 性、年齢別集計分析」(調査票3)の三種類とした。

また、調査協力依頼文を今回も東京労働局健康課長及び東京産業保健総合支援センター副所

長にお願いし、会員機関に郵送する。その後実施要領及び調査票1, 2, 3をメールで送信し、9月11日までに回答をお願いすることにした。

(2)「産業保健フォーラムIN東京」における調査結果の発表について

今年は11月25日(水)に「ティアラ江東」で開催

される。

当日の参加者へ平成26年度の集計結果を配布する。

(3)その他

今年度の研修会は例年通り2月に開催することにした。

広報部会の活動報告

部会長 市川 英一

広報部会は8月10日開催し、第30号会報誌及び会員名簿について検討を行いました。掲載内容は、トップページは、4月に東京労働局労働基準部健康課課長に就任されました神山課長様に「第12次防計画 3rd Stageにおける労働衛生対策の推進について」についてご寄稿を依頼し、また、定期健康診断の有所見率の結果をまとめていただいている全日本労働福祉協会産業医長濱先生にもご寄稿をお願いしました。また、今回

新たに機関紹介として、こころとからだの元氣プラザ様にお願いし、メンタルヘルスチェック導入に向けてを寄稿いただきました。恒例の産業保健フォーラムは、今年は11月25日(水)「産業保健フォーラムIN TOKYO 2015」としてティアラこうとうで開催されますが、特別講演をはじめとする講演や事例報告、THP体験コーナー、相談・展示内容の紹介、都産健協の会員名簿の他、毎号恒例の事務局ニュースをはじめ、企画部会、事業部会、広報部会の記事、並びに東京産業保健総合支援センターの産業医等研修案内等を掲載することにしました。

－産業保健フォーラム IN TOKYO 2015－

働く人の職場では全ての職場で「健康の確保」が求められています。今年もティアラこうとうにて「産業保健フォーラム IN TOKYO 2015」が開催されます。当協議会も後援団体として参加いたします。会員の方々にも参加をよろしくお願い致します。

日時:平成27年11月25日(水) 10:30~16:10(開場10:00)

場所:ティアラこうとう 参加費:無料

本フォーラムのキャッチコピーは

① こころと体の健康確保
～あなたの笑顔は職場の元気～

プログラム

◆特別講演

「ストレスチェック制度の施行を踏まえて
～こころと体の健康確保に向けた産業保健の
パラダイムシフト～」

産業医科大学 作業関連疾患予防学講座非常勤助教
厚生労働省ストレスチェック制度に関する検討会委員
医学博士 岩崎 明夫 氏

◆事例発表1

「事例発表 内容未定」

～衛生管理者の役割について～
オリンパス株式会社
人事部健康管理センター
グループリーダー 若林 秀成 氏

◆パネルディスカッション

「ストレスチェック制度導入と健康管理担当者の役割」
(仮題)

東京衛生管理者協議会 (協力)

◎リフレッシュ体操

東京健康保持増進機関連絡協議会

◎THP体験コーナー

運動機能検査、骨密度測定、健康指導、実技体験など

◎東京産業保健総合支援センターコーナー等

◎東京都産業保健健康診断機関連絡協議会

定期健康診断有所見率結果・会報誌、パンフ配布

主 催 東京労働局 東京労働基準協会連合会 東京産業保健総合支援センター
協 賛 東京都 特別区長会 東京都医師会 東京都歯科医師会 地区労働基準協会
東京都産業保健健康診断機関連絡協議会 東京健康保持増進機関連絡協議会
日本労働安全衛生コンサルタント会 日本作業環境測定協会京葉支部 東京都社会保険労務士会
他関係団体



独立行政法人 労働者健康福祉機構

東京産業保健総合支援センター研修案内(平成27年11月～平成28年1月)

◇研修のお申し込みは、当センターのホームページから直接申し込むことができます。

◇当センターが主催する研修は、すべて無料で受講できます。

◇研修は当センターの研修室で開催しています。会場が異なる場合は表記いたしますのでご注意ください。

〒102-0075 東京都千代田区三番町6-14 日本生命三番町ビル3F TEL:03-5211-4480 FAX:03-5211-4485

URL=<http://www.sanpo-tokyo.jp/>

◆認定産業医研修◆

※基礎研修は実施しておりません。認定証をお持ちの産業医の方が対象の研修です。

日 時	テ マ	講 師	単 位	定 員
11月5日(木) 13:30～16:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、ストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 (産業医・保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修) 【注意】外部会場での開催となります。 会場 八王子市南大沢文化会館 主ホール(東京都八王子市南大沢2丁目27番地) 京王相模原線 南大沢駅下車徒歩3分。	内田 和彦	生涯・更新2.5	270
11月10日(火) 9:30～12:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 【注意】外部会場での開催となります。 会場 新宿労働総合庁舎3階セミナールーム（新宿区百人町4-4-1）JR高田馬場駅 徒歩5分	角田 透	生涯・更新2.5	140
11月10日(火) 14:30～17:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 【注意】外部会場での開催となります。 会場 新宿労働総合庁舎3階セミナールーム（新宿区百人町4-4-1）JR高田馬場駅 徒歩5分	古山 善一	生涯・更新2.5	140
11月12日(木) 14:00～16:00	産業保健と法～ストレスチェック制度の法的問題～ 職場のメンタルヘルス問題には、法令への遵法と紛争予防の意識が必要です。そのための基礎知識や法的視点について、法令や判例などをもとに考えておきましょう。可能な限り、皆さんの事例や体験を共有する時間も設けていきます。希望者には、研修で使用したスライドをご提供いたします。 ストレスチェックの義務化を導入した改正労働安全衛生法は、事業者に対し、プライバシー・個人情報などへの特段の配慮を求めています。今回は、その法的問題について解説していきます。	弁護士 西園寺 直之 古山 善一	生涯・専門2	70
11月17日(火) 14:00～16:00	海外勤務者の健康管理 海外の職場では国内とは異なる健康問題が存在するため海外勤務者を抱える企業では、この集団に特化した健康管理体制の構築が求められています。 本研修会では海外の職場における健康問題とその対策について解説をいたします。	濱田 篤郎	生涯・専門2	70
11月24日(火) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分～午後4時30分)です。	古山 善一	生涯・更新2.5	70
11月26日(木) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分～午後4時30分)です。	飯島 正三	生涯・更新2.5	70
11月30日(月) 14:00～16:00	職場復帰支援のあり方 職場復帰支援の問題は、職場で展開されるメンタルヘルス活動・メンタルヘルス管理の一環です。したがってメンタルヘルス活動の原理原則を明確化させ、あわせて各職場に即した復職判定のあり方にについて検討します。	大西 守	生涯・専門2	70
12月1日(火) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分～午後4時30分)です。	古山 善一	生涯・更新2.5	70
12月3日(木) 13:00～15:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、ストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 (産業医・保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修) 【注意】外部会場での開催となります。 会場 調布市文化会館たづくり 大会議場（東京都調布市小島町2-33-1）京王線調布駅下車 徒歩3分	角田 透	生涯・更新2.5	85
12月8日(火) 9:30～12:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 【注意】外部会場での開催となります。 会場 新宿労働総合庁舎3階セミナールーム（新宿区百人町4-4-1）JR高田馬場駅 徒歩5分	飯島 正三	生涯・更新2.5	140
12月9日(水) 9:30～12:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 【注意】外部会場での開催となります。 会場 新宿労働総合庁舎3階セミナールーム（新宿区百人町4-4-1）JR高田馬場駅 徒歩5分	梶川 清	生涯・更新2.5	120

12月9日(水) 14:30～17:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 【注意】外部会場での開催となります。 会場 新宿労働総合庁舎3階セミナールーム（新宿区百人町4-4-1） JR高田馬場駅 徒歩5分	石井 義脩	生涯・更新2.5	120
12月18日(金) 14:00～16:00	産業中毒について～その予防と補償～ 化学物質による産業中毒は、依然として多数発生しているとともに、新たな化学物質による中毒も発生しているため、その予防対策と労災補償について学び、産業医の役割を考える。	石井 義脩	生涯・専門2	70
12月21日(月) 14:00～16:00	労災補償と健康管理（過重労働による健康障害を中心に）～過労死等防止法制定の背景を考える～ 過重労働による脳心臓疾患の労災認定や関係する訴訟の動向等から、事業場における健康管理や労働時間管理の問題点を探ります。例えば、労基法、安衛法、労災補償法における「労働時間」は、すべて同じものなのでしょうか。各法制度の仕組みと実態から、今事業場が留意すべきことは何かを考えましょう。	飯島 正三	生涯・専門2	70
1月12日(火) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる産業医の方を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※本研修の研修時間は2.5時間（午後2時00分～午後4時30分）です。	古山 善一	生涯・更新2.5	70
1月20日(水) 14:00～16:00	職場のメンタルヘルスにおける依存症 人は、気持に余裕がなくなるとストレス発散なのか嗜癖に陥り易いものです。例えば、アルコール、薬物、異性やギャンブルなどに。職場のメンタルヘルス問題の背景にも、依存（症）が隠されているかもしれません。一緒に依存症を概観し、症例を考えてみましょう。	長尾 博司	生涯・専門2	70
1月22日(金) 13:30～16:30	作業環境測定方法 本研修は、産業医が毎月1回行うことになっている「職場巡視に役立てる」を主眼に、「デジタル粉じん計」や有機溶剤等有害ガスや事務所の一酸化炭素測定に用いられる「検知管」それに局所排気装置の性能検査で使われる「スマートテスター」「熱線風速計」等の実習を行います。	市川 英一 岩崎 毅	生涯・実地3	30

◆保健師・看護師研修◆

※産業看護実力アップコースの単位取得可能な研修会は平成26年9月末で一旦終了となっております。

日 時	テ マ	講 師	単 位	：
11月5日(木) 13:30～16:00	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、ストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 (産業医・保健師・人事労務・衛生管理者共通研修) 【注意】外部会場での開催となります。 会場 八王子市南大沢文化会館 主ホール（東京都八王子市南大沢2丁目27番地）京王相模原線 南大沢駅下車徒歩3分。	内田 和彦	単位なし	80
11月9日(月) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となるストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及び実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士することが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者となるための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 ※本研修の研修時間は2.5時間（午後2時00分～午後4時30分）です。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	松井 知子	単位なし	30
11月18日(水) 14:00～16:30	職場不適応の若者に対する「応答」練習 職場不適応の人達とのコミュニケーションがますます難しくなってきました。現場では、スピード社会に育った若者世代の、協調性や言語能力の不足が指摘されがちです。しかしそうしたことは、若者を指導・援助する側にも同様であり、共感性や想像力、適切な声掛け等のコミュニケーションスキルの学習が迫られているように思います。今回は事例に即して、それぞれが繋がるための具体的な応答を演習します。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	長谷川 栄子	単位なし	20
11月19日(木) 14:00～16:00	産業保健スタッフのための定期健康診断の実際(基礎編) 定期健康診断は産業保健の基礎となるものです。この健診がどのような法律に基づいて行われるのか、誰が行うのか、結果の取り扱いについてどの様な規則があるのか等基本的な解説をします。また、実際に職場で困った事、苦労した事例などありましたらお持ち下さい。皆さんで検討しましょう。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	高山 俊政	単位なし	30
12月3日(木) 13:00～15:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、ストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 (産業医・保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修) 【注意】外部会場での開催となります。 会場 調布市文化会館たづくり 大会議場（東京都調布市小島町2-33-1）京王線調布駅下車 徒歩3分	角田 透	単位なし	30

12月4日(金) 14:00～16:00	事例を通して考える 部下やメンタルヘルス不調者とのコミュニケーション 援助になるかわいわの方のポイントについて、良い例と悪い例の比較を通して、体験的に学べる機会にしたいと思います (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	松島 尚子	単位なし	20
12月11日(金) 14:00～16:00	改正労働安全衛生法を踏まえての今後の職場の受動喫煙対策の上手な進め方のポイント 平成26年の法改正により本年6月から労働安全衛生法に「職場の受動喫煙対策の推進」が盛り込まれました。 これを受け本研修では、職場の受動喫煙対策の上手な進め方のポイントについて具体的アプローチ方法をご紹介いたします。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	斎藤 照代	単位なし	30
12月17日(木) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及び実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士することが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者となるための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分～午後4時30分)です。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	古山 善一 菅野 由喜子	単位なし	30
12月22日(火) 14:00～16:00	メンタルヘルス不調者に寄り添う仕事 ストレスチェック実施者となる精神保健福祉士とはどのような仕事か、資格、要件、試験、不調者の対応、ケースワークの考え方、事例などにふれます。 質疑応答の時間を設けます。 当日使用したスライドは希望者に差し上げます。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	精神保健福祉士 重山 三香子 古山 善一	単位なし	30
1月7日(木) 14:00～16:00	職場における救急体制 職場における様々な救急処置について注意点を解説するほか、救急体制づくりに必要となる重点項目を学習することができる研修会です。AED実習がありますので動きやすい服装でご参加ください。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	高山 俊政	単位なし	20
1月8日(金) 14:00～16:00	心を鍛えるストレッチとポジティブ心理学 ストレスチェックで自分の状態を知ったら、次は予防! ストレスを越えていくタフな心をどう鍛えるかについてポジティブ心理学から学んでみよう。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	廣川 進	単位なし	30
1月14日(木) 14:00～16:00	働く人のメンタルヘルス最前線⑧ 事業場内メンタルヘルス推進担当者(保健師・看護師・人事労務担当者等)が、経営トップに説明したり、労働者に研修したりする際に、「使えるネタ」をご紹介します。 改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度に関して、衛生委員会等の運営や産業医の選任など、最低限のメンタルヘルス対策を行っている事業場が、ストレスチェックを実施するにあたり、より実践的な内容を解説いたします。 併せて国が公開している無料のITソフト「ストレスチェック制度実施プログラム(仮)」導入のコツと使用方法、ならびに集団分析結果をもとにした職場環境改善活動などについてご紹介いたします。 本講義を通じ、自社に持ち帰った上で、働く人のメンタルヘルスに関し説明する力が身につけられることを願っております。希望者には当日使用したスライドを差し上げます。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	「ここらの耳」 事務局長 石見 忠士 古山 善一	単位なし	30
1月19日(火) 14:00～16:30	職場の健康管理と産業看護職の役割～ストレスチェック制度を踏まえて～ 産業看護職の役割は、働く人々が安心・安全に、そして快適に働くように、産業看護活動を通して組織・個人・集団に対して働きかけ、事業者と労働者の双方に健康支援を行うことになります。近年はメンタルヘルス対策とメタボ対策が重点施策になっている職場が多いことだと思います。 このような状況の中でストレスチェック制度を活用した産業看護活動を考えるとともに、意見交換を行います。	飯島 美世子	単位なし	40
1月21日(木) 14:00～16:30	改正労働安全衛生法に基づくストレスチェック制度について 平成27年12月より施行となりましたストレスチェック制度について、実施者となる保健師等及び実施事務従事者となる人事労務担当者、衛生管理者等を対象にストレスチェック制度の概要、基本的な知識、実施方法、面接指導、不利益取扱い、情報管理等について解説します。 ※ストレスチェックの実施者は医師、保健師のほか一定の研修を受けた看護師、精神保健福祉士することが適当とされておりますが、本研修は看護師、精神保健福祉士が実施者となるための一定の研修ではありませんので、ご注意ください。 ※本研修の研修時間は2.5時間(午後2時00分～午後4時30分)です。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	古山 善一 菅野 由喜子	単位なし	30
1月28日(木) 14:00～16:00	産業保健と法(5)～個人情報～ 今般のストレスチェック制度の施行により、個人情報の取扱いがより煩雑になったと言われています。実務的な難しい問題が山積していますが、まずは基本に立ち返り、個人情報(健康情報)保護の考え方や構造について見てきます。 (保健師・看護師・人事労務・衛生管理者共通研修)	弁護士 西園寺 直之 古山 善一	単位なし	30

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会
事務局連絡先：〒113-0024 東京都文京区西片1-15-10（医社） 同友会
TEL03-3816-2250 FAX03-3818-9277
事務局責任者 渡辺 新吉

東京都産業保健健康診断機関連絡協議会(都産健協) 会員機関

No.	機 関 名	郵便番号	所 在 地	電話番号	FAX	連絡先部門 (連絡者)		提 供 で き る サ ー ビ ス メ ニ ュ																					
								一般 健 康 診 断	特 殊 健 康 診 斷									健 康 測 定	人 間 ド ッ ク	生 活 習 慣 病 健 診	がん検 診				歯 科 檢 診	骨 粗 韻 症 檢 診	腹 部 超 音 波 檢 診	特 定 健 康 指 導	
									じん 肺	鉛	有 機 溶 剤	電 離 放 射 線	特 化 物	石 縱 (胸 部 直 接)	石 縱 (ヘリカル CT)	振 動	V D T	騒 音	腰 痛	胃 が ん	大 腸 が ん	子 宮 が ん	乳 が ん	肺 が ん					
1	(公財)ハーブリックヘルスリサーチセンター附属健康増進センター健康増進事業本部	101-0041	千代田区神田須町1-8-4 陽友神田ビル5F	03-3251-3877	03-5577-5003	本部長 星野 宙		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
2	(一財)健康医学協会	102-0094	千代田区紀尾井町4-1 ホテルニューオータニガーデンタワー2F	03-3239-0015	03-5276-7080	涉外部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
3	(医社)こころとからだの元氣プラザ	102-8508	千代田区飯田橋3-6-5	03-5210-6605	03-3238-2140	営業本部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
4	幸生健康管理センター「アースメディカルクリニック」	103-0024	中央区日本橋小舟町15-17	03-5643-3171	03-5643-3172	事業推進部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
5	(医社)頌栄会 上田診療所	103-0027	中央区日本橋2-1-10 柳屋ビルB1F	03-3271-2722	03-3271-2723	健診部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
6	(医財)南葛勤医協 芝健診センター	105-0004	港区新橋6-19-21	03-3431-7491	03-5776-1631	予約担当		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
7	(医社)国立あおやぎ会 日比谷公園クリニック	105-0004	東京都港区新橋1-18-1 航空会館4階	03-3595-0781	03-3595-0782	事務長 小林 登		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
8	(医社)せいおう会 鶯谷健診センター	110-0003	台東区根岸2-19-19	03-3873-9166	03-5808-1181	事業部企画涉外グループ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
9	オリエンタル上野健診センター	110-0005	東京都台東区上野1-20-11	03-5816-0711	03-5816-0712	事務長 島内 勝紀		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
10	(医社)同友会	113-0024	東京都文京区西片1-15-10	03-3816-2250	03-3818-9277	涉外本部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
11	(一財)近藤記念医学財団 富坂診療所	113-0033	東京都文京区本郷1-33-9	03-3814-2662	03-5800-1840	業務課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
12	(医社)七星会 カスガメディカルクリニック	113-0033	文京区本郷4-24-8 春日タワービル5F	03-5689-8211	03-5689-8210	小池 勝宣		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
13	(医社)俊秀会 エヌ・ケイ・クリニック	120-0005	足立区綾瀬3-7-15 岩崎ビル2F	03-3620-2034	03-3620-2446	事務長 大津 晋一		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
14	(医社)三恵寿会	130-0022	東京都墨田区江東橋2-19-7 富士ソフトビル2F	03-5624-5320		理事 熊倉利和		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
15	(一財)労働医学研究会	130-0022	墨田区江東橋4-30-12 大宝ビル	03-5600-5335	03-5600-5336	業務課 高橋邦吉		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
16	(一社)日本健康俱乐部 東京支部	134-0084	東京都江戸川区東葛西5-27-2	03-3686-3365	03-5659-3570	東京支部長 齊藤 祐樹		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
17	(一財)日本予防医学協会	135-0001	江東区毛利1-19-10 錦糸町江間忠ビル	03-3635-1153	03-3635-1027	本部 澤 律子		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
18	(一財)近畿健康管理センター 東京事業部	135-0063	江東区有明3丁目5番7号 TOC有明 ウエストタワー12階	03-5500-6777	03-5500-6778	営業グループ		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		
19	(医社)日健会	136-0071	江東区亀戸6-56-15	03-3684-3971	03-3684-3979	加藤 輝夫		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
20	(一財)全日本労働福祉協会	142-0064	品川区旗の台6-16-11	03-3783-9411	03-3783-6598	健康事業部長 保科 豊		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
21	(独)労働者健康福祉機構 東京労災病院	143-0013	大田区大森南4-13-21	03-3742-7301	03-3743-9082	健康診断部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
22	(医社)松英会	143-0027	大田区中馬込1-5-8	03-3773-6771	03-3775-5680	総合健診事業部		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
23	(一財)産業保健協会	146-0095	大田区多摩川1-3-18	03-5482-0801	03-5482-0803	事務局長 鎌田 健		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
24	(一財)日本健康増進財団	150-0013	渋谷区恵比寿1-24-4	03-5420-8011	03-5420-8039	総務部総務課		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
25	(一財)産業保健研究財団	150-0031	渋谷区桜丘町2-9カスヤビル3F	03-5428-9410	03-5428-9411	事務局長 佐藤 賢一		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
26	(医財)東友会 友愛クリニック	151-0063	渋谷区富ヶ谷2-8-1	03-5453-1817	03-5453-1819	健診涉外グループ 日下 康彦		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
27	(一財)日本健康管理協会 新宿健診プラザ	160-0021	新宿区歌舞伎町2-31-11 第2モナミビル4F	03-3209-0217	03-3209-1753	総務部 門脇 重昭		○	○	○	○																		